

子ども・子育て支援金制度分の概要について

国は、子ども未来戦略の「加速化プラン」(令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定)に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和 8 年度に創設します。

【子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性】

- 子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」において、児童手当の抜本的拡充など、年 3.6 兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとなりました。
- 支援金は、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組みです。

【全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義】

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持っています。
- 企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益となります。

【支援金の使途】

- 対象者が広く切れ目のない支援を実現できる制度に充てることとし、児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度(現物給付)については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとされています。

■出産・子育て応援給付金の制度化(妊婦支援給付金)(R 7.4～)

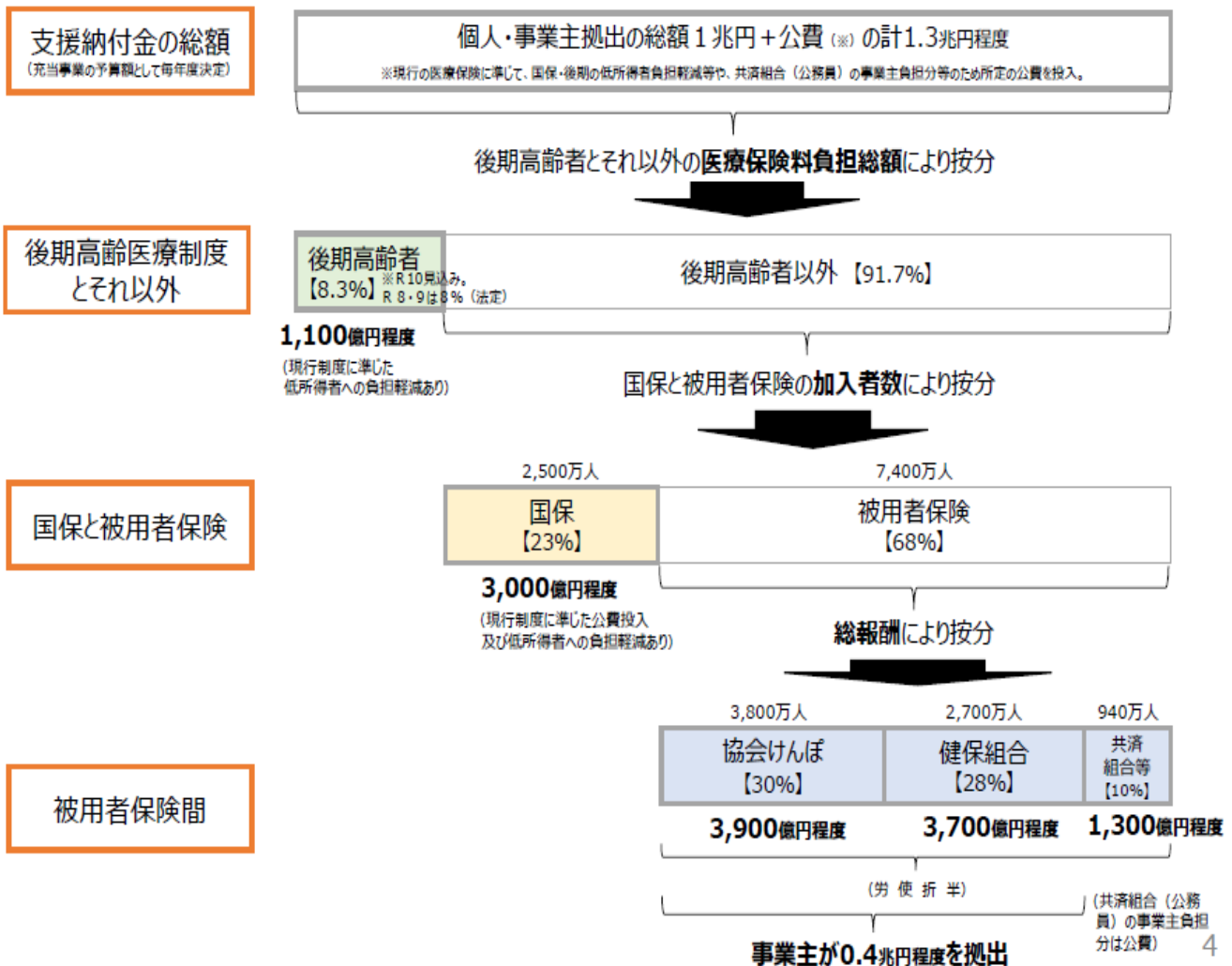
■共働き・共育てを推進するための経済支援(出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金)(R 7.4～)、国民年金第 1 号被保険者の育児休業中保険料免除(R 8.10～)

■こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)(R 8.4～)

■児童手当(R 6.10～)

■子ども・子育て支援特例公債の償還金等

*支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。



【子ども・子育て支援金の賦課・徴収について】

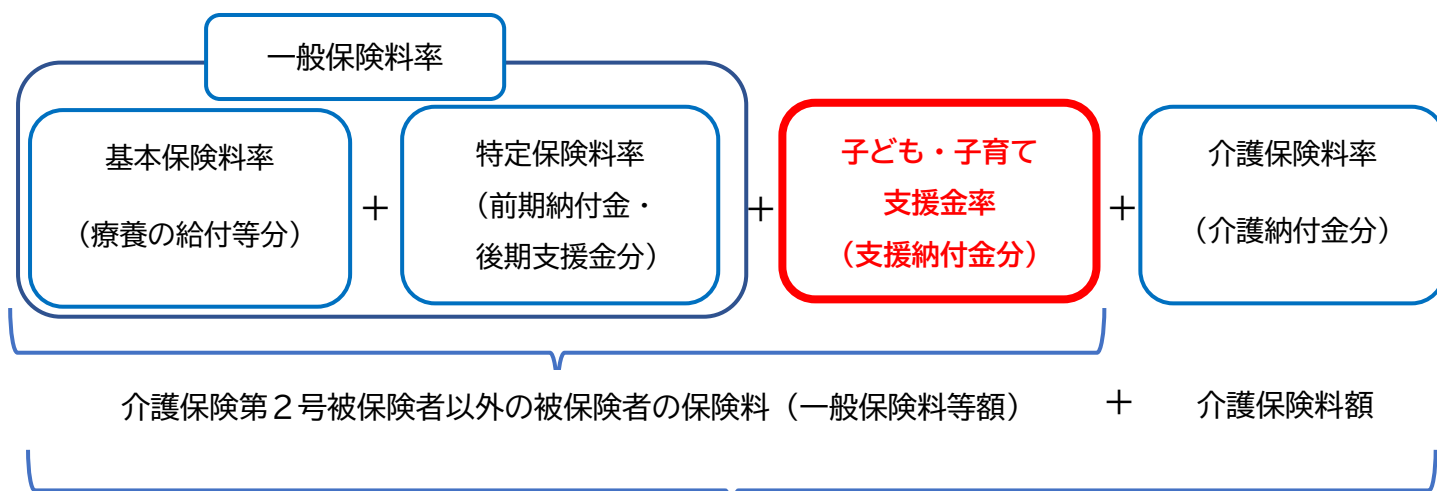
基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

【子ども・子育て支援金の法的性格について】

- 社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みです。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理されます。
- 健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る料率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で、保険料の一部として規定することとしています。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



介護保険第2号被保険者 (40～64歳) の保険料

子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%